

2025

8/9

No.904

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

●日本年金機構

・「わたしと年金」エッセイ募集中
・「公的年金制度」を学べるアニメーション動画のご案内
・外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

●全国健康保険協会 佐賀支部 ・ 高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

●佐賀県社会保険協会

・ 社会保険事務講習会のご案内

●全国国民年金基金福岡・佐賀支部 ・ 国民年金基金からのお知らせ

・ 年金出張相談窓口のご案内
・ 協会費のお支払いは「口座振替」が便利です！



(株)中山鉄工所 本社

会員事業所 information

株式会社 中山鉄工所

《自らの力で動き出せ。》



2011年3月11日。東日本大震災が発生し全電源喪失。世界は震え上がった・・・

私たち中山鉄工所は100年にわたり、破碎・選別機を造り続けてきました。それらの機械も、駆動エネルギーがなければ、ただの鉄の塊と化します。私たちは安定供給されると信じていたエネルギー・技術・調達ルート、それら全てが絶たれたところから始まるビジネスをこれから100年のテーマにしようと考えました。そこから生まれたのが、自ら電力を作り出しながら動く破碎選別機Dendomanです。さらに、小水力発電や太陽光発電の技術を磨き、バッテリーやディーゼル発電機を組み合わせた自己完結型のプラントを計画中です。



(株)中山鉄工所 本社工場

系列に属さなくても自身を磨き、多くの知識と連携しながら、小さくても他力に依存しない会社を目指していきます。

本社所在地：佐賀県武雄市朝日町甘久2246-1



移動、設置、稼働が容易な自走式ユニット!!

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <https://www.syahokyo-saga.or.jp/>

佐賀県社会保険協会

検索



「わたしと年金」 エッセイ 募集中

世代を超える。
今だからこそ、伝えたい。

募集期間

令和7年6月2日(月)～
令和7年9月8日(月) 消印有効

応募要項

- ・公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。
- ・日本語で1,000～2,000文字程度。
- ・作品用紙の裏に、氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号、職業または所属(会社名、学校名等)を明記してください。
- ・内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。(応募作品は返却しません。)

発表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する(11月下旬予定)他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。
受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。
受賞者の氏名、年代、住所地の都道府県を公表します。



詳細は、左記の二次元コードを読み取り、日本年金機構ホームページの「わたしと年金」エッセイについてご覧ください。

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選

賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

応募資格

中学生以上の方

提出先

日本年金機構 事業推進統括部
管理・市区町村調整グループ わたしと年金 担当
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

お問い合わせ先

日本年金機構 事業推進統括部
管理・市区町村調整グループ わたしと年金 担当
(電話番号) 03-5344-1100 (代表)

主 催

後 援



全国高等学校長協会
全国都道府県教育委員会連合会

「公的年金制度」を学べるアニメーション動画のご案内

「わたしと年金」エッセイの受賞作品をアニメーション化し、日本年金機構ホームページに掲載しています。年金について学生の方や現役世代の方の体験談のエッセイを動画としていますので、ぜひご覧ください。

「わたしと年金」エッセイとは

日本年金機構では、公的年金の大切さや意義を皆さまと一緒に考えていきたいと思い、毎年公的年金を題材とした「わたしと年金」エッセイを募集し、優秀な作品を表彰しています。

〈動画の視聴方法〉

① パソコンの場合

日本年金機構のホームページよりご視聴ください。

「わたしと年金」エッセイ

検索

<https://www.nenkin.go.jp/info/torikumi/nenkin-essay/index.html>

② スマートフォンの場合

以下の二次元コードを読み取り、ご視聴ください。

(左記の日本年金機構ホームページからもご視聴いただけます。)

「わたしと年金」エッセイ

アニメーション動画特設案内ページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/animation.html>



令和2年度厚生労働大臣賞 受賞作品

あらすじ

わたしは大学時代に事故で足を切断してしまったが、母親が学生納付特例の手続きをしていたことで、障害年金を受給することができた。

その後、市役所の年金担当として勤務するようになったわたしは…

この動画で学べること

学生納付特例等、納付が難しいときに申請できる制度があること、そしてその制度の重要性を知ることができます。



令和4年度厚生労働大臣賞 受賞作品

あらすじ

わたしの父は闘病生活を送っており、仕事を続けていくことが困難となる。その結果、わたしの家庭は経済的に困窮していったが、父が障害年金3級を受給したことで、兄の学費を支払うことができた。

しかしその後父は亡くなり、わたしの家庭はより経済的に困窮してしまうようになるが…

この動画で学べること

公的年金には老後以外にも、人々の生活を支える役割があることや、公的年金制度のしくみを学ぶことができます。



社会保険料
(国民年金保険料)は
納付期限内に
納付しましょう。

令和7年7月分 保険料の納付期限は **令和7年9月1日(月)** です。

令和7年8月分 保険料の納付期限は **令和7年9月30日(火)** です。

ご案内

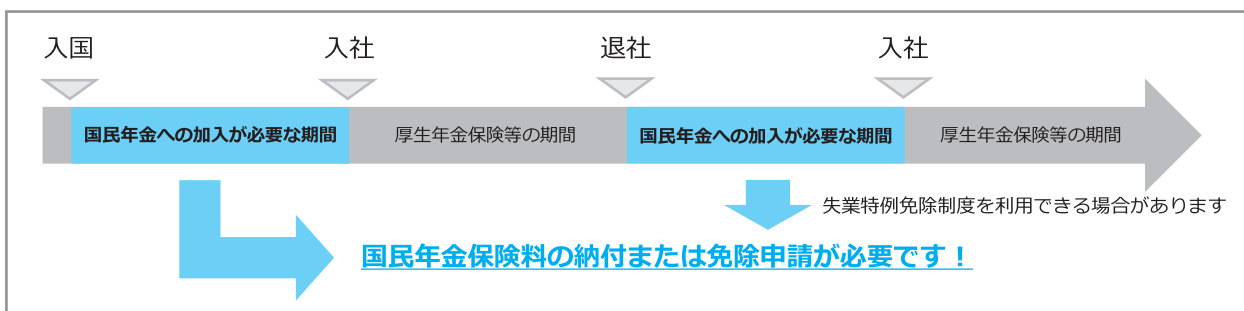
外国籍の従業員のみなさまへ周知をお願いいたします

外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

外国籍の方が日本に入国し社会保険（厚生年金保険等）に加入する場合、「入国から社会保険加入までの期間」や、「離職により社会保険の資格を喪失した後の期間」は、法律によって国民年金の加入者となり、保険料を納付する義務があります。

※社会保障協定等により、日本の年金制度における被保険者とならない方を除きます。

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格（特定技能）の変更・更新申請、永住許可申請の審査に影響が出る場合がありますので、速やかに保険料納付や免除申請等の手続きを行う必要があることをご案内ください。



入国の初年度など、日本国内で前年所得がない場合は、申請を行うことにより全額免除が認められます。

また、離職して厚生年金保険等の資格を喪失した場合は、失業特例免除制度により、免除が認められる場合があります。失業特例免除制度を申請する際は、失業した事実が確認できる証明書類の写し（雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）を添付する必要があります。

なお、国民年金保険料の免除申請は、紙による申請のほか、電子申請も可能です。

電子申請に必要なもの

①スマートフォン

スマートフォンに
マイナポータルアプリを
インストールしてください。



<https://myna.go.jp>

②マイナンバーカード



③数字4桁のパスワード

(例)

1	2	3	4
---	---	---	---

マイナンバーカード受取時に
設定したパスワード

国民年金保険料の納付や免除制度及び電子申請についての詳細は、下記に記載のホームページをご確認ください。

(制度に関する詳細)

日本年金機構

検索



<https://www.nenkin.go.jp/>

(電子申請の詳細)

日本年金機構 電子申請

検索



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

**昨年の収入が一定の基準を下回る場合は
一部負担金の割合が「2割」になります**

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和6年（2024年）中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

70歳以上の被扶養者を有する場合	70歳以上の被扶養者を有しない場合	(被保険者の収入が383万円以上の方のうち) 旧被扶養者を有する場合
(被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満	383万円未満	(旧被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満

制度の詳細や申請方法はこちら

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb3160/sbb3166/260812#linkseido>



令和6年度被扶養者資格の再確認にご協力いただきありがとうございました

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、令和6年10月から11月にかけて被扶養者資格の再確認を実施しました。

事業主・加入者の皆様には、ご多忙なところ、「被扶養者状況リスト」等の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

令和6年度被扶養者資格再確認の結果

被扶養者の解除となった人：**約6.3万人**（令和7年3月31日現在）

被扶養者の解除により見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額：**11億円程度**

届出はその都度必要です！

被扶養者の解除となった理由として、就職して健康保険の資格を取得したものの、被扶養者から解除する届出を年金事務所へ提出していないというものが多くを占めています。就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときは、その都度「健康保険被扶養者（異動）届」の提出が必要です。

被扶養者に異動があった場合は、すみやかな届出にご協力をお願いします。

※提出先は日本年金機構となります。



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611（代表）

LINEご登録は
こちらから！





令和7年度

社会保険事務講習会のご案内

『在職老齢年金・高年齢雇用継続給付のしくみ』

1月に実施する従業員の方向けの「60歳からの年金・雇用保険・健康保険」の講習内容と併せ、高年齢者雇用に際し必要な届出等について学びます。

令和7年	会場	講師
9月12日(金)	佐賀 アバンセ	横田 弘美 特定社会保険労務士

【講師は変更となる場合があります】

対象者 社会保険事務担当者の方

テキスト 「60歳からの年金・雇用保険・健康保険」



『ライフステージにおける社会保険・労働保険』（初級編）

社会保険事務担当者や若年従業員の方を対象に、入社後における様々な場面で知っておきたい基礎的な制度や必要な手続き等について学びます。

令和7年	会場	講師
10月9日(木)	佐賀 佐賀市立図書館	横田 弘美 特定社会保険労務士

【講師は変更となる場合があります】

対象者 社会保険事務担当者の方や若年従業員の方

テキスト 「ライフステージにおける社会保険・労働保険」



● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 **50名**

参加費 **会員事業所は無料**

(但し、非会員事業所及び令和7年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 **ホームページ**よりお申込み下さい。

佐賀県社会保険協会

検索

お申し込み後、登録されたメールアドレスに受講通知(申込完了)のメールが届きますので、講習会当日、メールの画面を印刷してご持参ください。

なお、定員が上限に達している場合や会費の入金が確認できない場合は、当協会よりご連絡いたします。

また、メールが届かない場合は、お手数ですが当協会までご連絡をお願いします。



お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

事務講習会お申し込み後、都合によりキャンセルされる場合は、早めにご連絡いただきますようお願いいたします。



国民年金基金

税金がおトクで
今にゆとり。
年金が増えて
老後にゆとり。

国民年金へ加入の方の老後対策として、
終身年金が基本の「国民年金基金」をご提案します。

65歳を迎えた方が平均で何年生きるか(平均余命)というと、男性は約20年(約85歳)、女性は約25年(約90歳)です。その時点で約5割以上の方がご存命です。

長期化する老後には、具体的にはどのように準備をしたらよいでしょうか。

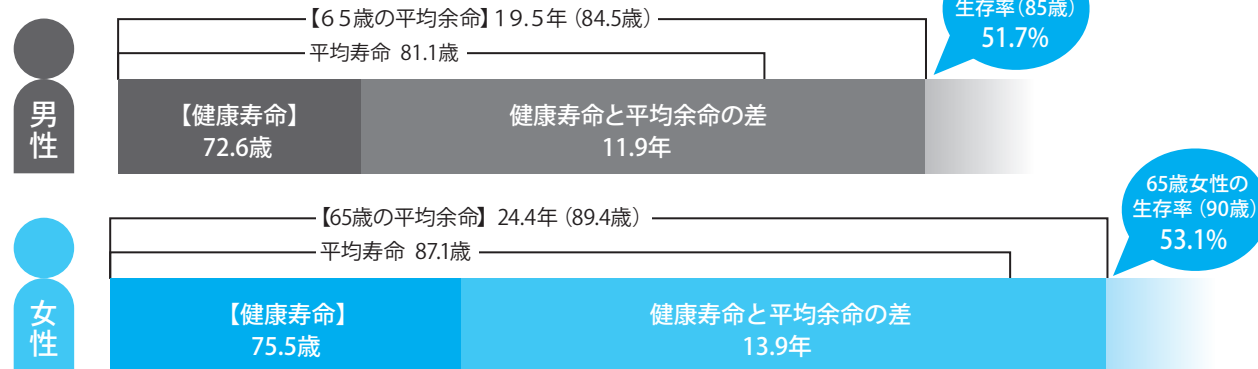
最初に考えなければならないのは、食費や光熱費といった毎月の生活費を確保することです。

それも貯蓄を取り崩すのではなく、年金などの「収入」として受け取れると安心です。

年金は老後資金の土台ですから、国民年金の方がはじめにとるべき対策は国民年金基金です。

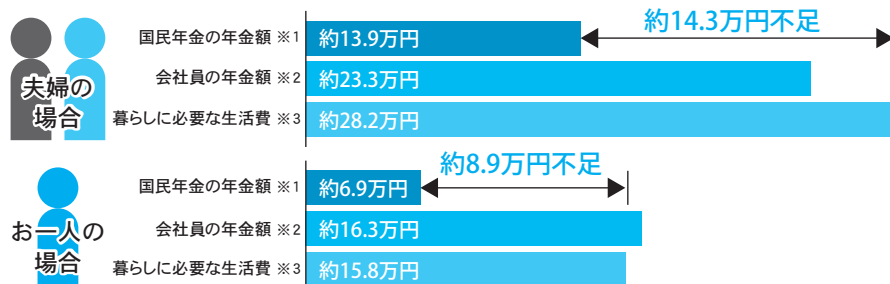
まずは「国民年金基金」で対策することが長生きリスク対策の一步です。

■高齢化の現状について



・健康寿命 厚生労働省「健康日本21」(第三次)専門委員会(令和6年12月)
・平均寿命、平均余命、生存率「厚生労働省 簡易生命表」(令和5年)

■老後に必要とする生活費(月額)



●毎月お支払いする保険料の比較

国民年金 一律月額 17,510円(令和7年度)

厚生年金 標準報酬月額×18.3%

参考: 月収20万円

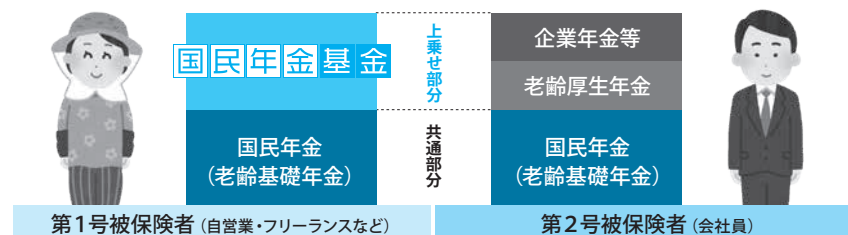
月額 36,600円

※令和2年9月分からの厚生年金保険料額表

保険料に差があるため、受け取る年金額にも差があります

※1: 20~60歳のすべての期間保険料を納めた新規裁定者の方の場合(令和7年度)
※2: 厚生労働省「令和7年度の年金額改定について」
※3: 総務省統計局「家計調査」(令和5年度)

自営業など第1号被保険者の方にも、上乘せ年金が必要です。



全国国民年金基金
福岡・佐賀支部

0120-65-4192

平日(9:00~17:00) ※発信地の都道府県を所管する支部につながります。

生涯受け取れる「終身年金」の国民年金基金をおすすめいたします。

《出張相談【予約制】》

出張相談所	開設日・相談時間	8月	9月	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	6日・20日	3日・17日	佐賀年金事務所 0952-31-4191
	第2・4火曜日 10:00～16:00	12日・26日	9日	
基山町役場	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	1日・4日・8日 15日・22日・29日	1日・5日 12日・19日・26日	唐津年金事務所 0955-72-5161
	第1・3火曜日 10:00～16:00	5日・19日	2日・16日	
伊万里市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	5日・19日	2日・16日	武雄年金事務所 0954-23-0121
	第2水曜日 10:00～15:00	13日	10日	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。

年金事務所受付時間：平日（月曜～金曜）の8:30～17:15まで
年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
県内年金事務所の第2土曜日の**休日相談**については**予約制**です。
受付時間 9:30～16:00

※年金事務所では予約による年金相談を受付けておりますので、希望される日の前日までに**お申込みください**。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890

（ナビダイヤル）

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521

（一般電話）

受付時間：月～金曜日（平日）8:30～17:15
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号か個人番号（マイナンバー）の分かるものをご準備ください。

事業主の皆様

協会費のお支払いは「口座振替」が便利です！

佐賀県社会保険協会費のお支払いには、口座振替が利用できます。是非ご検討いただき、当協会ホームページより**口座振替手続き用紙**の送付をご依頼ください。

佐賀県社会保険協会

Q 検索



口座振替の
ごあんない

手続きはこちら

【口座振替】のメリット

- ① 請求の都度、会費のお支払いのためにコンビニや金融機関へ出向いたり、振込手続きを行う必要がありません。
- ② 一度お手続きいただくとお支払いの「忘れ」や「遅れ」がありません。
- ③ 6月上旬に冊子「社会保険の事務手続き」をお送りします。
- ④ 手数料はかかりません。

便利

安心

确实



令和7年度 社会保険協会費の納入のお願い

7月末時点で令和7年度の社会保険協会費の納入が確認できていない事業所様につきまして、右の封筒により、8/9月号の広報誌に社会保険協会費の「**払込票**」を同封しておりますので、**お早め**にお支払いいただきますようお願いいたします。

入金が確認でき次第、冊子「社会保険の事務手続き」をお送りいたします。今年度の事務講習会の受講も無料となります。



この封筒でお送りしています